

## 社会福祉法人 木津川市社会福祉協議会 パート職員就業規則

### 第1章 総則

#### (目的)

第1条 この就業規則は、社会福祉法人木津川市社会福祉協議会（以下「本会」という。）において雇用するパート職員（以下「職員」という。）の採用、労働条件、服務その他の就労に関する事項について定めるものである。

2 この就業規則に定めのない事項については、労働基準法（昭和22年法律第49号）その他の法令の定めるところによる。

#### (適用の範囲)

第2条 この就業規則において職員とは、当該職種において本会会長が辞令を交付し、6月以内又は1年以内の期間で常勤パート及び非常勤パートとして臨時的に雇用するものをいう。

#### (就業の場所)

第3条 職員の勤務する場所は、定款第5条に指定する本会事業所とする。但し、業務上別に勤務場所を指定する者はこの限りではない。

2 職務および勤務場所の異動を命じることがある。

### 第2章 採用

#### (採用及び任命)

第4条 職員の採用は、試験及び選考によるものとする。

2 職員の任免は、すべて辞令書により会長が行う。ただし、引続き勤務を必要と認めた職員には、任免を省略する。

#### (労働条件の明示)

第5条 会長は、職員の採用に際して、労働条件を明らかにするため、下記の事項を明示した雇入通知書を交付する。

- (1) 契約期間
- (2) 就業の場所
- (3) 従事すべき業務の内容
- (4) 始業・終業の時刻・休憩時間等
- (5) 勤務日・休日
- (6) 所定外労働
- (7) 休暇
- (8) 賃金
- (9) 退職に関する事項
- (10) その他（社会保険等の加入状況・雇用保険の適用等）

(採用時の提出書類)

第6条 職員に採用されたものは、採用の日から1週間以内に次の各号に掲げる書類を提出しなければならない。ただし、事情によっては会長の判断により、その一部の省略を認めることがある。

- (1) 履歴書(写真添付)
- (2) 誓約書(秘密保持に関する誓約書を含む)
- (3) 健康診断書
- (4) 免許、資格証明書等の写し
- (5) 住民票記載事項証明書
- (6) 個人番号が確認できるもの
- (7) 基礎年金番号、雇用保険被保険者番号
- (8) 身元保証書
- (9) その他本会が必要とする書類

2 本会は前項第6号において取得した職員及び職員の扶養家族の個人番号は、以下の目的で利用する。

- (1) 雇用保険届出事務
- (2) 健康保険・厚生年金保険届出事務
- (3) 国民健康保険第3号被保険者届出事務
- (4) 労働者災害補償保険法に基づく請求に関する事務
- (5) 給与所得・退職所得の源泉徴収票作成事務
- (6) 住民税に関する事務

3 本会は上記利用目的に変更がある場合には、速やかに本人に通知する。

4 職員は、採用時およびその後随時提出する個人情報について、本会が人事労務管理、給与管理、業務管理等の目的で使用することに同意するものとする。

5 採用時の提出書類を特別の理由なく、期限までに提出しない場合は、採用を取り消すことがある。

(身上報告義務)

第7条 前条の規定により提出した書類の記載事項について変更が生じたときは、その都度速やかに届出なければならない。

(試用期間)

第8条 新規採用者は、採用の日から14日間を試用期間とする。

2 試用期間中に職員として不適当と認められた場合は、採用を取り消す。

3 前項の不適当と認められる基準は、次の通りとする。

- (1) 正当な理由無く遅刻、欠勤を繰り返したとき
- (2) 正当な理由無く無断欠勤したとき
- (3) 正当な理由無く上司の指示に従わなかったとき
- (4) 就業時間中業務に専念せず、職場を離れたり、私的な行為を行ったとき
- (5) 必要な業務を遂行する能力・資質が劣り、必要な教育を尽くしても改善が不可能と本会が判断したとき
- (6) 与えられた職務への適応性に欠け、必要な訓練を尽くしても改善が不可能と本会が判断したとき
- (7) 本会に提出した書類の記載事項や面接時に述べた内容が真実と異なることが判明し、それにより業務遂行に支障となる恐れが生じると本会が判断したとき
- (8) その他各号に準ずる程度の事由があるとき

4 試用期間中、入職日から14日以内に解雇するときは、予告を行なわない。

(無期雇用転換制度)

第9条 期間の定めのある労働契約で雇用するパート職員のうち、通算契約期間が5年を超える者は、無期労働契約転換申込書(別紙様式1)で申込みにより、現在締結している有期労働契約の契約期間の末日の翌日から、期間の定めのない労働契約での雇用に転換することができる。

2 前項の通算契約期間は、平成25年4月1日以降に開始する有期労働契約の契約期間を通算するものとする。ただし、労働契約が締結されていない期間が連続して6か月以上(契約期間が1年未満の場合は、その2分の1以上)ある職員については、それ以前の契約期間は通算契約期間に含めない。

3 この規則に定める労働条件は、第1項の規定により期間の定めのない労働契約での雇用に転換した後も引き続き適用する。ただし、無期労働契約へ転換した職員に係る定年は、無期転換後の労働契約初日の年齢に応じて次の各号の年齢とし、定年に達した日をもって退職とする。

①60歳未満 60歳

②60歳以上 65歳

4 無期労働契約転換申込書を提出した者に対し、本会は速やかに無期労働契約転換申込み受理通知書(別紙様式2)を交付する。

### 第3章 服務

(遵守事項)

第10条 職員は、下記の事項を遵守して勤勉に仕事を処理し、各自その責任を尽くさなければならない。

- (1) 本会の規則及び規定を守り、業務上の指示命令に従わなければならない。
- (2) 勤務時間中は、定められた職務に専念しなければならない。
- (3) 職務の秩序を保持しお互いに協力してその職責を果たさなければならない。
- (4) 自らの能力開発、向上に努めるとともに他の職員と協調し、本会事業利用者へのサービスの向上と安全・快適の保持に努めなければならない。
- (5) 職務遂行状況に関し、速やかに文書により用務の要領を復命・報告しなければならない。ただし、軽易なものについては、口頭をもって復命・報告することができる。
- (6) 職場内外の清潔を保ち、整理整頓に努めなければならない
- (7) 常にふさわしい態度や言動を以って職務を遂行しなければならない。
- (8) 設備の保全に留意し、器具・道具を安全・大切に扱うとともに経費の節減に努めなければならない。
- (9) 自らの健康を保持するとともに、自らが感染源や媒体とならないよう衛生管理を徹底しなければならない。
- (10) 職員の立場を利用して、宗教活動や政治活動、業務に関係のない文書の配布、物品の販売等をしてはならない。
- (11) その他前各号に準ずる行為

(禁止事項)

第11条 職員は下記の事項を行ってはならない。

- (1) 勤務時間中に業務と関係のない行為をすること
- (2) 許可を受けないで、在籍のまま他の事業に従事すること、または他の労務に服すること
- (3) 職務上の地位を利用して自己の利益を図ること

- (4) 職務上の権限を越え、またはこれを濫用して独断的な行為をすること
- (5) 本会の情報機器等を業務の目的外で使用したり、私用のメール等を行うこと。
- (6) 故意および過失に拘らず、職務上知り得た、サービス利用者およびその家族等の個人情報情報を漏洩・開示・利用し、本会及び関係者の名誉・信用・プライバシー等を侵害すること
- (7) 在職中知りえた業務情報およびノウハウを、本会の承諾なしに個人の業務に利用すること。退職後も同様の義務を負うものとする。
- (8) 本会の内外を問わず、本会及び他の職員並びに関係先の名誉や信用を傷つけ、サービス利用者などに不安を与えるような不正および背信的行為並びに品位を害するような行為をすること
- (9) 本会サービス利用者への人権の侵害や身体的および心理的虐待をしないこと
- (10) その他前各号に準ずる行為

(ハラスメント行為の禁止)

第12条 本会は、相手方の望まない性的言動等により、他人に不利益や不快感を与えたり、就業環境を害する行為、いわゆるセクシュアルハラスメント行為を禁止する。

また、セクシュアルハラスメント行為を防止するため、セクシュアルハラスメント防止規程を別に定める

2 本会は、職権などの立場を利用して、業務上の適切な範囲を超えて相手の人格を無視した言動や強要を行う、いわゆるパワーハラスメント行為を禁止する。

また、パワーハラスメント行為を防止するため、パワーハラスメント防止規程を別に定める。

(損害賠償)

第13条 在職中及び離職後も故意および過失にかかわらず、本会に重大な損害を与えた場合には、その責任を負うものとし、本会は本人に損害賠償を求めるものとする。

## 第4章 勤務時間及び休憩時間

(勤務時間)

第14条 職員の勤務時間は、雇入通知書にて明示する。

(時間外労働)

第15条 業務の都合により特に必要があると認めるときは、所定就業時間外、所定休日に勤務を命ずることがある。

2 前項の規定にかかわらず、業務の運営その他やむを得ない事情によりあらかじめ指定した他の労働日と振り替えることがある。ただし、この場合においては、休日が毎4週間につき4日以上になるようにするものとする。

(休憩時間等)

第16条 休憩時間は、雇入通知書にて明示し勤務時間の途中に置く。ただし、業務の都合により休憩時間を変更し、また交代制とすることがある。

- 2 職員は、休憩時間を自由に利用することができる。
- 3 休憩中外出する場合は、所在を明らかにしなければならない。

(出退勤等)

第17条 職員は、出勤及び退勤に際しては、次の事項を厳守しなければならない。

- (1) 始業時刻には直ちに業務を開始できるように出勤し、就業後は特別な用務がない限り速やかに退勤すること
- (2) 出退勤の際は、本人自らがタイムカードを打刻し、出退勤の事実とその時刻を明示すること
- (3) タイムカードの打刻時刻が、実際の業務開始または終了の時刻と異なるときは、所属長に報告すること。また自らこれを訂正しなければならない。
- (4) 勤務時間外又は休日に勤務する場合は、所属長の許可を得なければならない。
- (5) 職員は、出勤及び退勤において、日常携帯品以外の品物を持ち込み又は持ち出そうとするときは、所属長の許可を受けなければならない。

(遅刻・早退等の手続き)

第18条 職員は、疾病その他の理由により出勤時刻に出勤できないとき又は、勤務時間中に早退しようとするときは、事前に年次有給休暇又は欠勤の手続きをとらなければならない。

- 2 職員が、疾病その他止むを得ない理由により事前に年次有給休暇又は欠勤の手続きをとることができないときは、速やかに電話、伝言等により連絡しなければならない。また、事後速やかに所定の届けを提出しなければならない。
- 3 傷病のため欠勤が4日以上に及ぶときは、医師の診断書を提出しなければならない。

(無断欠勤)

第19条 職員が休暇（年次有給休暇を除く。）の承認を受けず又は年次有給休暇の請求の手続きをとらずに勤務しなかったときは、欠勤とする。

(不可抗力の場合の取り扱い)

第20条 不可抗力の事故のため遅刻又は早退したときは、届出により遅刻、早退の取り扱いをしない。

## 第5章 休日及び休暇等

(休日)

第21条 勤務日と定めた日以外の日は、休日とする。

- 2 業務の都合その他止むを得ない事情により、事前に特定して、勤務日と休日を振り替えることがある。

(年次有給休暇)

第22条 職員の年次有給休暇は、雇入れの日から起算して6ヶ月継続勤務し、全労働の8割以上出勤している場合には、別表第1により年次有給休暇を付与する。ただし、労働時間の少ない者には、所定労働時間日数に比例した日数の年次有給休暇を付与する。

- 2 年次有給休暇のうち、労働基準法（昭和22年法律第49号）第39条の規定により与えられる休暇の残日数は20日を限度として翌年に限り繰り越すことができる。
- 3 年次有給休暇を取得しようとするときは、取得予定日の前日までに所定の様式により請求するものとする。ただし、事業の正常な運営に支障があるときは、職員の指定した時期を変更することがある。
- 4 年次有給休暇を取得した日の賃金の算定は、通常勤務したものとして取り扱う。

(育児休業及び介護休業)

第23条 育児休業については本会育児休業及び育児短時間勤務に関する規程に定める。

- 2 介護休業については本会介護休業及び介護短時間勤務に関する規程に定める。

## 第6章 賃金及び諸手当等

(賃金)

第24条 職員の賃金は、職種に応じて「別表第2」に定めるとおりとする。

(賃金の支払等)

第25条 賃金は各月の末日をもって締切り、翌月20日に支給する。ただし、賃金支給日が金融機関休業日に当たるときは、前営業日に繰り上げて支給する。

- 2 賃金は、所得税、社会保険料を控除し、その残額を職員の同意により、口座振替の方法にて支払うこととする。ただし、職員の申し出により通貨をもって直接支給することができる。

(諸手当等)

第26条 職員の諸手当等については、次のとおりとする。

- (1) 通勤手当 木津川市社会福祉協議会諸手当支給細則第3条の規定に準ずる。
- (2) 時間外勤務手当 1日の実勤務時間が7時間45分を超えて勤務することを命ぜ

られた職員には正規の勤務時間外に勤務した全時間に対して、勤務時間1時間につき勤務1時間当たりの賃金に100分の125（その勤務が午後10時から翌日の午前5時までの間である場合は100分の150）を乗じた額を時間外手当として支給する。

- (3) 休日勤務手当 日曜日を起算とする1週間において休日が1日確保されない場合、勤務1時間当たりの賃金に100分の135を乗じた額を休日勤務手当として支給する。
- (4) 資格手当 木津川市社会福祉協議会諸手当支給細則第3条の規定に準ずる。ただし、介護保険の介護職員処遇改善の対象となる職員には、介護職員処遇改善による手当として支給する。
- (5) 特別手当一時金 介護保険の介護職員処遇改善の対象となる職員には介護職員処遇改善による一時金として1,000円～150,000円を年1回支給する。
- (6) 上記のほか、会長の判断により別途手当を設けることがある。

(加算)

第27条 職員の基本賃金のうち、第24条に定める基本賃金は、処遇改善による予算の範囲内において、次の要素により加算する。

- (1) 能力要素
  - ① 経験年数（勤続年数）により職務能力が向上していると認められる場合
  - ② 資格により職務能力が優れていると認められる場合
- (2) 職務要素
  - ① 従事する業務において、責任が重いと認められる場合
  - ② 従事する業務が特に困難、心身の負担が重い等、特別の事情がある場合
- (3) 奨励的要素
  - ① 土日祝、早出、夜間等特別の時間に勤務する場合

## 第7章 解雇及び退職

(解雇)

第28条 職員が次の各号の一に該当するときは、解雇する。

- (1) 心身の故障により職務の遂行に支障があるときまたは、服務に堪えないと本会が認めたとき
- (2) 正当な理由なくして無届欠勤が7日を超えたとき
- (3) 職務以外の負傷又は疾病により14日間を超えて勤務しなかったとき
- (4) 事業縮小・廃止等やむを得ない事業上の都合が生じたとき
- (5) 特別の理由無く、本規則に定める採用時提出書類を提出しないため、解雇の必要を認めたとき
- (6) 試用期間中又は試用期間満了時に職員として不適格であると認められたとき
- (7) 勤務成績又は業務能率が著しく不良で、向上の見込みがなく、就業に適さないと認められたとき

- (8) 勤務状況が著しく不良で、改善の見込みがなく、職員としての職責を果たし得ないと認められたとき
- (9) 業務上の傷病によって、療養を開始後雇用期間を経過しても就業が不可能であって、かつ傷病補償年金の給付を受けるに至ったとき（本会が打切補償を支払った場合、また法律上支払ったとみなされる場合も含む）
- (10) 罰金刑を超える罪に当たる行為をなしたとき、又は、同行為につき、刑の宣告を受けたとき
- (11) その他前各号に準ずるやむを得ない事情があったとき

(解雇予告)

第29条 前条の規定により職員を解雇する場合は、少なくとも30日前に予告をするか又は予告に代えて平均賃金の30日分の解雇予告手当を支払う。ただし、労働基準監督署長の認定を受けて懲戒解雇をする場合は、この限りでない。

(解雇制限)

第30条 第28条の規定にかかわらず、次の各号の一に該当する期間は解雇しない。

- (1) 業務上負傷し、又は疾病にかかり療養のため休業する期間及びその後30日間
- (2) 産前産後の女性職員が休業する期間及びその後30日間
- 2 育児・介護休業の申し出をし、又は育児・介護休業をしたことを理由に解雇しない。
- 3 妊娠中、産後1年以内の解雇は、本会が妊娠・出産に起因しないことを明らかにした場合に限る。
- 4 職員の解雇に際し、当該職員から請求のあった場合は、解雇の理由を記載した証明書を交付する。

(定年)

第31条 通所介護事業の運転手については73歳の誕生日に達した月の末日をもって定年とする。

(退職)

第32条 職員が次の各号の一に該当したときは、退職とする。

- (1) 雇用期間が満了したとき
- (2) 退職願を提出して14日を経過したとき
- (3) 死亡したとき
- 2 職員が退職しようとするときは、その事由を記載した願書を会長に提出し、退職決定までは従前の業務に従事しなければならない。
- 3 前項の発令は、願い出のあった日から14日以内にこれを行う。

(退職の発令)

第33条 解雇又は退職の決定は、会長が辞令書をもってこれを行う。

(退職および解雇時の手続)

第34条 職員が、退職又は解雇された場合は、健康保険証、その他本会から貸与された物品を直ちに返還しなければならない。

- 2 退職又は解雇された職員が、本会に対して債務がある場合は、退職又は解雇の日までに精算を完了しなければならない。

- 3 本会は、職員が退職し又は解雇となるときには、本人から請求があった場合、その権利に属する金品について退職又は解雇の日から7日以内に返還する。
- 4 退職し又は解雇された職員は、離職後も本会の在職中に知りえた本会の機密、秘密事項や個人情報等の守秘義務を厳守しなければならない。これに違反し、本会が損害を受けた場合は、その責任を負うものとし、本会は本人に損害賠償を求めるものとする。

## 第8章 勤務成績の評定

(勤務評定)

第35条 会長は、職員の執務について定期的に勤務成績の評定を行い、その評定の結果に応じた措置を講ずる。

## 第9章 教育・研修等

(初任研修)

第36条 本会は、職員の雇入れに際して、業務の適切な遂行のために必要な教育研修及び実習を行う。職員は、これを受講しなければならない。

(向上訓練)

第37条 職員が一定期間継続勤務したときは、より高度な業務に対応できる能力及び資質の向上を図るための向上訓練を行う。

## 第10章 安全及び衛生

(安全衛生)

- 第38条 職員は、就業に当たっては安全衛生に関する法令及び本会の指示を守り、常に災害の未然防止に留意して職場の安全保持に努めなければならない。
- 2 本会は、職員の雇入れの際及びその後必要に応じ、感染症の予防その他従事する業務に必要な安全衛生教育を行う。
  - 3 職員は、就労に当たっては、感染症にかからないため及び利用者を感染症から守るため、手指の消毒、手袋等の使用を励行しなければならない。
  - 4 本会は、他人に伝染するおそれのある疾病にかかっている者、疾病のため他人に害を及ぼすおそれのある者その他医師が就業を不相当と認めた者については、就業を禁止する。

(健康管理)

第39条 本会は、職員の勤務が継続した場合には、その後毎年1回（深夜勤務に従事する者は6カ月毎に1回）定期健康診断を行う。ただし、他の健康診断を受診し、その結果を本会に提出した場合は、これに代えることができる。

2 健康診断の結果、必要と認めるときは、本会は就業の停止、治療その他保健衛生上必要な措置をとることがある。

(緊急時の対応)

第40条 職員は、災害の発生又はその危険を知った場合は、その状況に応じ臨機の措置をとると共に関係者に報告し、その指揮によって行動しなければならない。

(事故報告)

第41条 職員は、重大な事故（交通事故にあつてはすべての事故）が生じたときは、速やかにその旨を報告しなければならない。

(就業禁止)

第42条 本会は、医師の診断の結果必要があるときは、就業を禁止し又は勤務時間の短縮等健康保持に必要な措置をとるものとする。

## 第11章 災害補償

(災害補償)

第43条 職員が業務上の事由又は通勤による負傷及び疾病、又は死亡した場合は、労働基準法及び労働者災害補償保険により災害補償を行う。又、必要な保険は本会が加入する。

## 第12章 雑則

(委任)

第44条 この就業規則に規定するもののほか、実施の細部について必要な事項は会長が定める。

附 則

- 1 この規則は、平成19年3月12日から施行する。ただし、第4条の規定は、平成19年4月1日から施行する。
- 2 第4条の規定の施行の日の前日までの賃金の適用については、「木津町社会福祉協議会臨時職員就業規則」、「加茂町社会福祉協議会臨時職員就業規則」、及び「山城町社会福祉協議会就業規則」（以下これらを「合併前の規則」という。）の例による。
- 3 この規則の施行の日までに、合併前の規則の規定によりなされた雇用等の手続その他の行為は、それぞれこの規則の相当規定によりなされた雇用等の手続その他の行為とみなし、雇用、休暇等に係る期間は通算する。

附 則

この改正規則は、平成24年5月23日から施行し、平成24年4月1日から適用する。

附 則

この改正規則は、公布の日から施行する。ただし、第17条の改正は、平成25年10月1日から適用する。また、第18条 第4号及び第5号の適用については、平成25年4月から平成27年3月までとし、介護保険の介護職員処遇改善加算の報酬改訂が無い場合は、引き続きこれを適用する。

附 則

この改正規則は、平成27年8月4日から施行する。

附 則

この改正規則は、平成28年2月26日から施行し、平成28年1月1日から適用する。

附 則

(施行期日)

この改正規則は、平成28年5月20日から施行し、平成28年4月1日から適用する。ただし、第23条に規定する賃金については、平成27年10月4日から適用する。

附 則

(施行期日)

この改正規則は、平成29年5月29日から施行し、平成29年4月1日から適用する。

附 則

(施行期日)

この改正規則は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

この改正規則は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

この改正規則は、令和2年1月10日から施行し、令和元年7月16日から適用する。

附 則

(施行期日)

この改正規則は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

この改正規則は、令和3年3月8日から施行する。

附 則

(施行期日)

この改正規則は、令和4年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

この改正規則は、令和5年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

この改正規則は、令和5年12月18日から施行し、令和5年10月1日から適用する。

附 則

(施行期日)

この改正規則は、令和6年6月3日から施行し、令和6年4月1日から適用する。

附 則

(施行期日)

この改正規則は、令和6年12月20日から施行し、令和6年12月1日から適用する。

附 則

(施行期日)

この改正規則は、令和7年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

この改正規則は、令和7年12月22日から施行し、令和7年10月1日から適用する。